

宇和島市教育委員会会議録

平成30年4月定例会

平成30年4月20日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 平成30年4月定例会 会議録

1. 開会日時 平成30年4月20日(金)午後3時16分～

2. 場 所 宇和島市立城北中学校 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 廣瀬 孝子
委 員 木下 充卓 委 員 弓削 由美子

4. 欠 席 者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	横山 泰司
学校教育課長	野田 克己	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	渡辺 晃	吉田町図書館長	松下 秀人
文化・スポーツ課長	面川 啓之	伊達博物館長	土居 道德
人権啓発課長	山本 利彦	学校給食センター所長	家藤 芳仁
吉田教育係長 (事務局)	井東 敬文		
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

- 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則)
- 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令)
- 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱)
- 報告第10号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱)
- 報告第11号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市離島高校生修学支援補助金交付要綱の制定)
- 報告第12号 専決処分した事件の承認について
(うわじま圏域子ども観光大使育成事業補助金交付要綱)
- 報告第13号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館館長、副館長及び分館長の任命について)
- 報告第14号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱について)
- 報告第15号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)

- 報告第16号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)
- 報告第17号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市社会教育委員の委嘱について)
- 報告第18号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について)
- 報告第19号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について)
- 議案第14号 宇和島市立中央図書館協議会委員の任命について
- 請願第1号 受理した請願の報告について
(2018年度における公正な教科書採択のために(要望書))

7. 会議概要

(1) 開会宣言 (午後3時16分)

◎教育長

それでは、ただいまから教育委員会4月の定例会を開催いたします。会議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。さきほど教育推進大会においても、冒頭ご挨拶させていただきました。それから後半の基本方針の説明の部分は、若干時間の枠の中に入れるのが難しく、あまりスマートな説明にはならなかったのですけれども、私こちらに来て事務局の各課長からお話を聞き、いろいろなところでお話をする機会をいただいているのですけれども、どこでも同じことを繰り返して申し上げてきています。それは先ほどお話しました、3つの社会の変化と、それに対応した4つの方向性ということであります。学校教育、それから社会教育、そして幼児教育も含めてそういった方向性で取り組んでいくことが非常に大事になってくると。特に、5年10年と時間が経てば経つほど、そういう必要性がどんどん高まっていくという認識でおります。一方そういう抽象的な方向性の中であって、個別具体的にどのように対応していくのかということについては、ここに参加していただいておりますみなさんをはじめ、学校の先生方、公民館の方々、幼稚園、保育園の先生方、丁寧に意見をお聞きして事を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 教育長報告

◎教育長

引き続きまして、教育長報告に移るわけなのですけれども、3月分については前任の織田教育長の報告になりますので、これについては事務局にお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。説明します。1ページ、2ページをお開きください。3月の前織田教育長の、教育長の日程を、重要なところだけをご説明を差し上げます。

1日、宇和島水産高校の卒業証書授与式に出席をされております。

2日、2月の定例校長会と校長研修会が開催されています。

3日、環太平洋短期大学の卒業式に参加をされております。

4日、第3回宇和海だんだんマラソンに参加されております。

5日、これは2月26日から3月議会が始まっておりますが、平成29年度分の採決をしました定例市議会2日目に出席しております。

6日、教育委員会の3月の定例会を開催しております。

8日、臨時の教育委員会の会議、これは県の教員の内示等の会議でございます。

9日、公民館、第4回公民館長・主事合同研修会に参加をされております。

11日が、宇和島市地震津波避難訓練を市長室で実施しております。

12、13、14と3月定例会の一般質問がありました。

2ページに移りまして、16日金曜日、城北中学校の卒業証書授与式に参加されております。同日、宇和島市総合戦略推進会議も開催されております。

19日、議会の常任委員会であり、産建教育委員会に出席しております。同日、第1回の臨時校長研修会も開催されております。

22日、宇和津小学校の卒業証書授与式に参加されております。同日、臨時の教育委員会会議も実施しております。

23日、市議会定例会最終日でございます。

26日、庁議及び記者懇談会が実施されております。

27日、第2回の臨時校長研修会が開催されており、同日、退職辞令の伝達式並びに、教職員の報賞伝達式を行っております。

28日、県の学校給食会の理事会、松山の学校給食センターの方に出張されております。

30日、教育委員会の、退職者への退任辞令の辞令交付式を行っております。全体の退職者の辞令交付式にも参加しております。

31日、金瀬新教育長との事務引き継ぎを、教育長室で実施しております。以上です。3月の教育長報告を終わります。

◎教育長

ただいまの報告について、質問ご意見等ございますか。

— 委員からは特に意見なし。 —

(3) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。本日の議案ですが、報告第13号から19号、それと最後の議案第14号は人事案件でありますので、非公開で審議したいと思っておりますが、ご異議はありますか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

異議がないようですので、非公開で審議します。

それでは、ここからは公開案件の審議に入ります。

報告第7号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。報告第7号から報告第19号まで専決処分をした承認についてという案件について報告がございます。3ページをお開きください。報告第7号、専決処分した事件の承認について。宇和島市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。平成30年4月20日。以後の報告につきましては、同じ委任規則の条文規定に則り、専決処分して報告するものですので、条文の読み上げは省略させていただきます。それでは、専決内容について説明します。専決第7号、宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則でございます。新旧対照表で説明させていただきます。まず、7ページお開きいただけたらと思います。今年度教育委員会は、私は学校給食センター兼務でありましたが、再びセンター所長もできましたので、6課の事務分掌がこれによって規定されているものでございますが、一部、学校教育課の事務を教育総務課に事務移管したものがございます。7ページ(17)というところ、教員免許に関することということが、学校教育課の事務分掌でしたものを教育総務課で引き継ぐこととなっております。続いて、9ページお願いします。学校教育課の管理係にあった(4)の教員免許に関することというところがなくなっております。続いて12ページをお開きください。人権啓発課の第6条なのですが、事務分掌の文言が一文改正されております。同和教育の前に「人権・」というものが、第1項、第2項、第4項に加わっております。さらに13項に人権擁護の委員が追加されているということでございます。以上です。事務分掌の改正についての説明を終わります。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

◎教育長

次に、報告第8号について事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。20ページをお開きください。専決第8号、宇和島市教育委員会事務決裁規定の一部を改正するというところで、先ほどの事務局組織規則を改正したことに伴い、決裁規定の一部も改正をしたものでございます。また新旧対照表でご説明をいたします。25ページお願いいたします。教育総務課の事務決裁部分でございますが、さきほど申しましたとおり、学校教育課がもってい

た教員免許に関することについては教育総務課に移管しましたので、13号のところが教育長決裁ということで加わっております。あとは条ずれでございます。続いて26ページ、人権啓発課に関する事項については先ほどの事務局組織規則どおり、「人権・」という文言が加わったということと、次の27ページについては11項、人権擁護委員という「委員」が加わったものでございます。その他につきまして、共通事項で一部改正がございます。旅行命令でございますが、課長の出張のところにつきまして、県外泊が教育長決裁から部長決裁へ変更になっています。職員のところについても変更があります。職員は県内泊および県外出張が部長決裁から課長決裁へ、県外泊のところですね、15、16、17まで課長決裁に変更になっております。その他のところ、19については、各種委員というのと部長課長を除くという文言が除かれております。以上で説明を終わります。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します

続いて報告第9号について、事務局から説明をお願いします。

○学校給食センター所長

教育長。専決第9号、宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱。これにつきましては先般協議しておりましたが、愛媛県立宇和島南中等教育学校前期課程を市内の各中学校と同様に100円の補助金の対象にするかということの審議でしたので、ここで専決している分につきましては、まず本人及び保護者が市内に在住であれば、他の中学校の生徒と同じように100円の補助の対象にするということをここで加えたという部分ですので、平成30年3月23日に専決されたものです。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

次は報告第 10 号。事務局をお願いします。

○教育総務課長

教育長。47 ページをお願いします。専決第 10 号、宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱。要綱を一部改正した内容につきましては、新旧対照表でまたご説明をいたします。53 ページをお開きください。今回の改正につきましては、いわゆる準要保護世帯に支給している就学援助費の費目にクラブ活動費を加えたものです。第 2 条の第 1 項に赤字で示しておりますが、クラブ活動費という費目を付け足したものでございます。それに伴い、55、56 ページに認定や様式の追加が、追加条文、号ずれがのっているものでございます。簡単に説明をしますと、1 学年度のうちに年額 29,600 円を上限といたしまして、準要保護の家庭の子がクラブ活動のために使った用具等について、領収書等を添付していただいて、支給をしようとするものでございます。説明につきましては以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

報告 11 号、事務局からお願いします。

○教育総務課長

教育長。74 ページをお願いいたします。報告 11 号並びに専決第 11 号です。宇和島市離島高校生修学支援補助金交付要綱を、今回制定をいたしました。75 ページ、76 ページに要綱をつけております。この要綱につきまして、内容をまた簡単に説明いたしますと、いわゆる離島、具体的に申しますと、戸島、日振、嘉島、竹ヶ島、この 4 島が該当するのですが、この 4 島の出身の子が高校へ進学する場合、当然通学できませんので、下宿やアパート等を借りて高校に進学している子どもたちに対して、月額 15,000 円を上限に、家賃補助をしようとするものでございます。この補助金につきましては、国費が 1/2 当たりますので、市の持ち出しは半分で済むのですが、これにつきましても先ほどと同様、家賃等の証明書類、契約書等を添付していただいて申請していただいたら、月額 15,000 円を上限に支給しようとするものです。今現在該当者は 30 年度で約 10 名いる見込みのものでございます。説明を終わります。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

報告 12 号について事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長

教育長。85 ページをお開きください。専決第 12 号、宇和島圏域子ども観光大使育成事業補助金交付要綱。宇和島圏域の子どもたちに地域の良さを伝え、ふるさとを誇りに思う気持ちを育てるとともに、同圏域の魅力を発信できる子どもたちを育てるため、宇和島圏域子ども観光大使実行委員会が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行おうとするものです。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

それでは、ここからは非公開案件の審議に入ります。

◎教育長

報告第 13 号を上程する。

報告第 13 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館館長、副館長及び分館長の任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館館長、副館長及び分館長の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 14 号を上程する。

報告第 14 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 15 号を上程する。

報告第 15 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 16 号を上程する。

報告第 16 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 17 号を上程する。

報告第 17 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市社会教育委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 18 号を上程する。

報告第 18 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 19 号を上程する。

報告第 19 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

議案第 14 号を上程する。

議案第 14 号

宇和島市立中央図書館協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○中央図書館長

宇和島市立中央図書館協議会委員の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

それでは非公開案件の審議は終了しましたので、会議を公開します。

ここからは、提出されている請願の審議に入ります。それでは請願第 1 号について、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。請願第1号について、お手元の資料122ページをご覧ください。採択の公開性を高めること、各学校および現場教員の意見を尊重すること、調査研究委員会および選定委員会の人事構成と報告書の尊重、教育委員会における採択の方法、教科書展示会の開催方法の改善が、請願第1号の趣旨になります。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ないようですので、採決に移ります。

採択するべきだとお考えの方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手なし —

◎教育長

不採択とするべきだという方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

それでは請願第1号については、教育委員会としては不採択といたします。

以上で本日の議事はすべて終了しました。

(4) その他

◎教育長

他に意見などありませんか。

◎高山委員

その他いいですか。宇和島の山岳会より少し要望がありまして、今度プールができるときにボルダリング施設ができますし、オリンピックも正式種目になったので、まず最初に宇和津小学校でボルダリングの、子どもたちに、3m くらいのを持って行くので、教育委員会としても協力をしてもらいたいと。旧市内の3校か4校を回りたいというような要望でしたので。宇和津小に対しては校長にあいさつに行ったということだったのですが、校長のほうから、教育委員会のほうにも言ってほしいみたいな話があったので、きちんと3mの練習用のを持って行って、指導員もついて、子どもたちを遊ばせたい、普及に努めたいみたいな話でしたので、できれば協力をしてあげたらと思います。施設も7月にできることですし。

◎教育長

学校教育課長どうですか。

○学校教育課長

教育長。具体的な何月何日という日付なども宇和津小学校と話されているということは情報として入っていますか。

◎高山委員

いえ。それはまだだと思えます。

◎教育長

では、ここから調整して進めていくということで。連絡とっていくということで。

◎高山委員

まだ他のところは言われてないと思えます。また、要望があったときに教育委員会として協力してほしいということをお願いします。

○学校教育課長

はい。

◎教育長

他ありますか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会 5 月定例会を 5 月 16 日に開催することを決定する。 —

(5) 閉会宣言（午後 3 時 50 分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会 4 月定例会を閉会いたします。